

## 1 事業所の名称等

### (1) 施設の概要

- ① 施設の種類 小規模保育事業 A 型
- ② 名 称 キッズフィールド新田東園
- ③ 所在地 仙台市宮城野区新田東 1 丁目 18 番地 1
- ④ 定 員 12 人
- ⑤ 施設長 野村 明貴恵
- ⑥ 建物の構造 鉄骨造 2 階建 (1 階部分)
- ⑦ 保育室等 乳児室 (16.89 m<sup>2</sup>)、1 歳児室 (33.33 m<sup>2</sup>)、2 歳児室 (21.06 m<sup>2</sup>)、調理設備、トイレ
- ⑧ 屋外遊戯場 新田東中央公園 (代替園庭)
- ⑨ 認可日 (保育事業開始日) 平成 31 年 3 月 31 日認可 (平成 31 年 4 月 1 日開業)

### (2) 設置者

- ① 設置者 株式会社佐藤商会 代表取締役 佐藤康久
- ② 住 所 柴田郡大河原町大谷字町向 199-3
- ③ 電話番号 0224-53-2223

## 2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
- (3) 当園は、保育所保育指針 (平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号) に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

## 3 提供する保育の内容

- ・ 特定地域型保育
- ・ 延長保育

## 4 職員の配置状況 (4 月 1 日現在)

職名	人数	職名	人数
施設長	1 人	栄養士	1 人
保育士	4 人以上 (看護師有資格者 1 名)	調理員	2 人

## 5 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日及び祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

## 6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜から金曜日	7時30分から19時30分	7時30分から18時30分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。	8時00分から16時00分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。
土曜日	7時30分から19時30分	7時30分から18時30分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。	8時00分から16時00分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。

## 7 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を、お子さまの保育を実施する月の20日に口座振替とさせていただきます。なお月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、仙台市指定の方法によります。

### (2) 延長保育料等

区 分	料 金
保育標準時間利用時間帯を超える利用	A・B階層 無料 C1階層～ 以下の料金 最初の1時間 第1子 3,000円/月 第2子以降 1,500円/月
保育短時間利用時間帯を超える利用 (合計11時間/日以内の場合)	A～C5階層 無料 C6階層～ 以下の料金 3歳未満児 第1子 1,000円/月 第2子以降 500円/月 ※11時間を超えた場合、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」に記載の料金となります。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育用品経費：税込 1,384円

(内訳：帽子 税込 1,384円)

## 8 利用にあたっての留意事項

### (1) (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

### (2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 保護者の乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 保護者の乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

### (3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して仙台市に通知いたします。

## 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、仙台市と協議のうえその取り扱いを決定するものとします。

(1) 利用乳幼児が満三歳に達した年度の3月31日を経過したとき

(2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 連携施設

当園では、以下の内容で連携施設を設定しています。

### (1) 連携内容

#### ① 保育の内容の支援

利用園児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援。

#### ② 代替保育の提供

当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することが出来ない場合に当園に代わって提供する支援。

#### ③ 卒園後の受け入れ

満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより当園における保育の提供を終了した後の継続的な受入。

## (2) 連携施設

施設名	学校法人西光学園 ふくむろ幼稚園
理事長	三浦 宗格
連携施設所在地	仙台市宮城野区福室五丁目 11-30
電話番号	022-258-0026
連携内容	① 保育内容の支援②代替保育の提供 ② 卒園後の受入れ【優先入所枠 8 名以上】

施設名	ニューフィールド保育園〈保育所型認定こども園〉
設置者	仙台ナーサリー株式会社 代表取締役 三浦正幸
場所	仙台市宮城野区新田東二丁目 1-20
電話番号	022-353-5837
連携内容	① 保育内容の支援②代替保育の提供 卒園後の受入れ【優先入所枠：2号認定2名以上】

### 1 1 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

#### (1) 内科（小児科）

① 医療機関の名称 一般財団法人光ヶ丘愛世会  
光ヶ丘スペルマン病院

② 所在地 仙台市宮城野区東仙台 6 丁目 7-1

③ 電話番号 022-257-0231

### 1 2 健康診断

仙台市条例に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

### 1 3 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

#### (1) 園賠償責任保険

施設・エレベーター 対人 1 名 10 億円/1 事故 10 億円  
対物 1 事故 1,000 万円

生産物 対人 1 名 10 億円/1 事故 10 億円(保険期間中 10 億円)  
対物 1 事故 1,000 万円(保険期間中 1,000 万円)

#### (2) 園児団体傷害

死亡・後遺障害保険金額 230 万

入院(1 日あたり) 3,000 円

通院(1 日あたり) 2,000 円

※O-157 等特定感染症補償あり

※保育提供中に伴って、保育園(事業者)の責めに返すべき事由により園児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対して当園が加入する上の保険会社の規定の範囲内で賠償します。

#### 1 4 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

- ① 担当職員 施設長 野村明貴恵 (不在の場合は渡辺 美和)
- ② ご利用時間 月曜から土曜日 8:30~17:00
- ③ 電話番号 022-352-7905  
不在時連絡先 080-8219-5933(渡辺美和携帯)
- ④ 第三者委員 氏名 虫鹿 隆志  
(弁護士法人てんとうむし法律事務所 代表弁護士)

#### 1 5 緊急時の対応

保育中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

#### 1 6 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

- ① 指定避難場所 新田小学校
- ② 避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施しています。
- ③ 防災設備  
消火器、非常持出袋 (非常食・飲料水・おむつ等)

#### 1 7 保育日課

- 7:30 随時登園  
自由遊び
- 9:30 おやつ
- 10:00 お散歩・年齢別活動
- 11:00 給食
- 12:00 午睡
- 15:00 おやつ
- 16:00 自由遊び・随時降園
- 18:30 おやつ
- 19:30 閉園

## 18 年間行事予定

- ☆毎月の行事・・・誕生会
- 4月・・・はじまりの会
- 6月・・・虫歯予防デー（2歳児のみ）
- 7月・・・七夕
- 8月・・・スイカ割り
- 10月・・・ハロウィンパーティ
- 12月・・・親子クリスマス会
- 2月・・・節分
- 3月・・・ひなまつり・お別れの会

## 19 ご利用にあたって

### (1) 利用開始の際に用意していただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの

### (2) 毎日持参いただくもの

- ・連絡帳・エプロン・オムツ交換用タオル

### (3) その他の留意事項

- ※毎月持参して頂くもの・箱ティッシュ・ウエットティッシュ

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：キッズフィールド新田東園  
所在地：仙台市宮城野区新田東1丁目18番地1  
説明者職名：施設長 野村 明貴恵

私は、書面に基づいて小規模保育事業キッズフィールド新田東園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :

小規模保育事業 キッズフィールド新田東園 利用契約書

保育の利用を希望する \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、小規模保育事業 キッズフィールド新田東園 (以下「乙」という。) との間で、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲の保護する \_\_\_\_\_ ( 年 月 日生) (以下「甲の乳幼児」という。) の保育を乙に依頼し、乙は、甲の乳幼児を誠実かつ安全に保育するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、入園日から卒園 (又は転園・退園) する日までとする。

(重要事項の説明と同意)

第3条 甲は、乙が説明した重要事項説明書の内容について同意するものとする。

2 甲及び乙は、重要事項説明書の規定を遵守することとする。

(契約の解除)

第4条 甲は、この契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに乙に対して通知することにより、契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第5条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定することとする。

2 この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 宮城県柴田郡大河原町大谷字町向 199-3

氏 名 株式会社 佐藤商会  
代表取締役 佐藤 康久  
施設管理長 野村 明貴恵 印